

8水管第756号
令和8年6月11日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（するめいか）に関する令和8管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第516号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（するめいか）に関する令和8管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和八年農林水産省告示第 三百五十八号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前				
<p>すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和八管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和八年四月一日から翌年三月三十一日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（四月から同年十一月まで）については令和八年四月一日から同年十一月三十日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（十二月から翌年三月まで）については令和八年十二月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和八年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和八年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和八年七月一日から翌年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第四（略）</p> <p>第五 するめいか</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 68,137トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">都 道 府 県</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</td> </tr> </table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	<p>すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和八管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和八年四月一日から翌年三月三十一日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（四月から同年十一月まで）については令和八年四月一日から同年十一月三十日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（十二月から翌年三月まで）については令和八年十二月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和八年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和八年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和八年七月一日から翌年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第四（略）</p> <p>第五 するめいか</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 68,400トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">都 道 府 県</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</td> </tr> </table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量				
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量				

北海道	7,431
(略)	(略)
富山県	4,278
(略)	(略)
長崎県	3,490
(略)	(略)

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)
するめいか小型するめいか釣り漁業 (4月から同年11月まで)	11,424
するめいか小型するめいか釣り漁業 (12月から翌年3月まで)	1,185
(略)	(略)

第六～第八 (略)

北海道	6,600
(略)	(略)
富山県	3,800
(略)	(略)
長崎県	3,100
(略)	(略)

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)
するめいか小型するめいか釣り漁業 (4月から同年11月まで)	13,600
するめいか小型するめいか釣り漁業 (12月から翌年3月まで)	1,400
(略)	(略)

第六～第八 (略)

スルメイカTAC管理について

令和8年6月
水産庁

- 令和7管理年度スルメイカ漁獲量
- 令和7管理年度TACの超過【協議事項①】で頂いた意見
- 令和7管理年度小型するめいか釣り漁業の超過【協議事項②】で頂いた意見
- 令和8管理年度TAC及び配分量の変更（案）
- 令和9管理年度以降の「現行水準」の扱いについて（案）

令和7管理年度スルメイカ漁獲量（全体）

	当初 配分量	最終 配分量 (A)	漁獲量 (B)	B/A	超過数量 (B-A)
沖合底びき網漁業	2,600トン	7,795トン	7,723トン	99%	-
大中型まき網漁業	600トン	786トン	568トン	72%	-
大臣許可いか釣り漁業	2,300トン	2,831トン	1,745トン	62%	-
小型するめいか釣り漁業	2,800トン	5,757トン	8,148トン	142%	2,391トン
北海道	1,300トン	4,447トン	3,143トン	71%	-
富山県	700トン	915トン	412トン	45%	-
(12/8以降) 長崎県	目安数量 (550トン)	1,523トン	433トン	28%	-
(12/8以降) 山形県	目安数量 (105トン)	131トン	72トン	55%	-
(12/8以降) 兵庫県	目安数量 (50トン)	96トン	28トン	30%	-
(12/8以降) 鳥取県	目安数量 (50トン)	196トン	50トン	25%	-
(12/8以降) 山口県	目安数量 (50トン)	96トン	27トン	28%	-
「現行水準」の府県	2,200トン	1,627トン	5,513トン	339%	3,886トン
留保	6,700トン	1,400トン			
TAC	19,200トン	27,600トン	27,863トン	101%	263トン

	当初	追加 (9/19水政審)	追加 (11/5水政審)	最終
TAC	19,200トン	6,600トン	1,800トン	27,600トン

令和7管理年度スルメイカ漁獲量（「現行水準の府県」）

単位:トン

	目安数量(※) (A)	漁獲量 (B)	(B) / (A)	目安数量を超 えた量 (B) - (A)
青森	305	1,498	491%	1,193
岩手	188	1,320	702%	1,132
宮城	100	709	709%	609
秋田	50	35	69%	
福島	50	20	39%	
茨城	50	264	527%	214
千葉	100	93	93%	
神奈川	50	46	93%	
新潟	186	172	93%	
石川	361	346	96%	
福井	50	36	73%	
静岡	100	149	149%	49
愛知	50	37	73%	
三重	100	123	123%	23

	目安数量(※) (A)	漁獲量 (B)	(B) / (A)	目安数量を超 えた量 (B) - (A)
和歌山	50	51	101%	1
京都	50	21	42%	
島根	124	143	115%	19
徳島	10	16	158%	6
愛媛	50	71	142%	21
高知	50	267	534%	217
福岡	50	17	33%	
佐賀	10	2	22%	
熊本	10	3	25%	
大分	10	5	49%	
宮崎	10	70	699%	60
鹿児島	10	3	25%	

「現行水準」の府県全体の配分量①

1,627トン

「現行水準」の府県全体の漁獲量②

5,513トン

消化率(②/①)

339%

超過数量(②-①)

3,886トン

「現行水準」の府県あたりの目安数量
(目安数量の合計/「現行水準」の府県の数(26府県))

83.7トン

(※)表中の数値が10、50及び100となっている府県は、以下を意味する。
 10:基本シェアを用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合
 50:基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合
 100:基本シェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合

令和7管理年度TACの超過【協議事項①】で頂いた意見

- 令和7管理年度TACを超過した数量については、令和8管理年度のTACから控除する必要があること。
〔 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分は、令和8管理年度の当該管理区分から差し引くこととしている。〕
- 目安数量を大きく超過した「現行水準」の県（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、高知県）においても、TAC超過分に対する相応の負担（配分数量又は目安数量の差し引き）が必要であること。

【第145回資源管理分科会で頂いた意見】

- 応分の負担は妥当だと思う。
- 国民に対して平等性を欠くような対応はできない。令和7管理年度TACの数量は守るべき約束(コンプライアンス)であり、これがあるのコンセンサスである。
- ルールを決めてやっている以上、正直ものが馬鹿を見ることは避けたい。
- 超過分(注 前回水政審時点速報値231トン)は少量であり、誤差の範囲。令和7管理年のスルメイカTAC管理には制度設計の面で問題があったと考えているので、超過は不問にしても良いのでは。
- 超過分の扱いを議論するよりも、勉強料と捉え、今後のことを議論することが大事では。ただし、次回このようなことが起きた時はペナルティをかけるべき。超過分を差し引くのであれば全体から差し引くべき。
- 数字の多寡に関係なく、ペナルティを課すなら何らかの制度的な説明が必要だと思う。
- 事前に漁業者に説明していないペナルティを課すべきではない。

令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分の差引き量の追加配分に関連して

- 2,391トンの扱いについて検討が必要であること
(「数量明示」の道県に全量配分するのか又は一部を国の留保に残しておくのか)
- 青森県、岩手県、宮城県への追加配分について、再検討が必要であること。



【第145回資源管理分科会で頂いた意見】

- ・ 「現行水準」の運用は課題が明らかであることから、2月の決定(当初配分のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分)を修正した上で、2,391トンの一部または全量をグレーゾーンの解消のために国の留保に残しておくべき。
- ・ 青森県、岩手県、宮城県に追加配分しないことは、ペナルティには当たらないと理解している。追加配分しないことで収めてはどうか。
- ・ 資源管理分科会として、2月の決定を修正し、国の留保に繰り入れておくこととし、有効活用を考えるという結論に異論がある者はいるか(意見なし)。「現行水準」の運用を今後どうしていくのが整理して欲しい。

(参考) 水産政策審議会 第143回 資源管理分科会 (令和8年2月20日開催) 資料8 (抜粋)

国の留保(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし、数量は200トンとする。 ・ 大臣管理区分においては、消化が進まない場合に他の大臣管理区分・道県への振替えに対応するなど限られた配分数量の有効活用のために、当初配分数量の一部を国の留保に残しておくことができることとする。 ・ 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとする。
---------	---

令和8管理年度TAC及び配分数量の変更（案）：考え方

- 1 令和7管理年度TACを超過した数量（263トン）を、令和8管理年度TACから差し引く。

- 2 令和7管理年度小型するめいか釣り漁業の超過分（全量の2,391トン）については令和8管理年度小型するめいか釣り漁業の配分数量から差し引き、国の留保に繰り入れる。これに伴い、小型するめいか釣り漁業（4月から同年11月まで）の配分数量を11,424トン（2,176トン減）に、小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）の配分数量を1,185トン（215トン減）に変更する。

- 3 国の留保のうち、令和7管理年度TACを超過した数量（263トン）を減じた数量（2,128トン）について、当初配分数量のシェアに基づき、「数量明示」の道県への追加配分数量を算出する。
 - ①「数量明示」の道県のうち北海道、富山県、長崎県については、追加配分数量を加え配分数量を変更する。
 - ②「数量明示」の道県のうち青森県、岩手県、宮城県については、配分数量を変更しない。当該三県の追加配分数量（合計429トン）は、令和8管理年度に「現行水準」の運用によるTACの超過リスクに対応するため、国の留保に残す。

令和8管理年度TAC及び配分数量の変更(案)

大臣管理区分／都道府県	変更前	TAC超過分 差し引き 【1】	小型するめ いか釣り漁業 超過分差し引き 【2】	国の留保・ 留保からの追加配分 【3】		変更後(案)
				TAC超過分 差し引き	「数量明示」 道県への追加 配分	
沖合底びき網漁業	17,300					17,300
大中型まき網漁業	2,300					2,300
大臣許可いか釣り漁業	3,000					3,000
小型するめいか釣り漁業(4月から同年11月まで)	13,600		▲2,176			11,424
小型するめいか釣り漁業(12月から翌年3月まで)	1,400		▲215			1,185
北海道	6,600				+831	7,431
青森県	1,700					1,700
岩手県	1,100					1,100
宮城県	600					600
富山県	3,800				+478	4,278
長崎県	3,100				+390	3,490
「現行水準」の府県(全体)	6,500					6,500
国の留保(大臣許可いか釣り漁業からの繰り入れ)	7,200					7,200
国の留保(超過リスク対応分)	200		+2,391	▲263	▲1,699	629
TAC	68,400	▲263				68,137

単位:トン

令和9管理年度以降の「現行水準」の扱いについて（案）

令和9管理年度以降の「現行水準」の扱いについて、現時点の案は以下のとおり。今後の資源管理分科会において議論し、来年2月までに資源管理基本方針の変更・数量の諮問を行うこととしたい。

- 1 青森県、岩手県、宮城県については、管理上必要と認められる間は、配分数量を明示する。
- 2 各管理年度のTAC及び配分案の公表時に、目安数量も公表するとともに、水産庁ホームページに掲載する。
- 3 漁獲量の総量がTACを超過した場合、目安数量を一定程度超過した「現行水準」の都府県については、当該超過分に応じて、「数量明示」への移行や翌管理年度当初の配分数量又は目安数量から超過分を差し引く規定を導入する。

【参考1：資源管理基本方針（抄）】

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2（略）

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

【参考2：第143回資源管理分科会資料5-9-2（抜粋）】

目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い（案）

以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県（青森県、岩手県、宮城県）については、令和8管理年度、配分数量を明示することとする。

<要件1> 令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。

<要件2> 令和7管理年度の漁獲量が、700トンを超えている。